

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区児童手当等業務委託	No.5200415
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	68,365,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社パソナ (法人番号：1010001067359)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区児童手当等業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社パソナ 所在地 東京都港区南青山三丁目1番30号PASONA SQUARE 代表者 常務執行役員 エキスパート・BPO事業本部 パブリック本部長 松永 早苗
特命理由	本件は、児童手当及び乳幼児・子ども医療費助成等業務及び新制度支給認定業務や学童クラブ及び放課後子ども教室事務等の一部を委託するものである。 主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件業務は、児童手当等業務にあたって、専門性・ノウハウを活用し、区民サービスの向上や安定的で効率的な運営を図るため、価格競争に馴染まないことからプロポーザル方式により委託候補者の選定を行っている。 ② 業者選定にあたっては、外部委員を含めた評価委員により評価基準を定め、公募を実施したところ、提案書の提出があった2社に対して、「実施方針」、「実施体制」及び「運営方法」などの観点から評価を実施している。 ③ 上記業者は審査結果において、重点項目である人員配置では、業務の繁忙期・閑散期や突発的な欠員対応等の具体的な計画及び対応策等について高い評価を得ており、一次審査・二次審査で、いずれも85%以上の得点率と第1位の評価を得ている。 また、当区及び他自治体での実績も豊富あることから、本件についても確実な履行が期待できる。 以上のことから、令和6年度については、特命による随意契約を締結する方針で手続を進めることとする。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)